

経営事項審査制度の改正 ③ 連結財務諸表による経営事項審査(その1)

はじめに

平成 20 年 4 月 1 日以降実施される経営事項審査から、改正された建設業法施行規則および関連の告示、通知等により経営事項審査が実施されております。

今月から、新たに整備された連結財務諸表による経営事項審査について解説してまいります。今回の改正により、上場会社に限らず、一定の要件を満たす会社は連結財務諸表により経営事項審査を受けることが可能になっています。比較的企業規模が大きく、子会社を有している会社については、連結により経営事項審査を受ける方が評点計算上、有利になることが考えられます。また、連結財務諸表を作成することにより、企業集団全体の経営成績、財政状態等が明らかになり、企業集団全体の経営方針、経営戦略の策定に資することも可能になりますので、現在連結財務諸表を作成していない会社であっても、今後連結財務諸表の作成を検討する意義があるものと考えられます。

本稿では、今号で連結財務諸表を作成する会社の態様とそれぞれの連結書類の違いを明らかにし、それを踏まえ、次号で連結財務諸表の作成態様ごとに異なる経営事項審査の取扱いについて解説してまいります。なお、いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

1. 連結財務諸表を作成する会社

(1) 有価証券報告書提出会社

証券取引所に上場している会社等、金融商品取引法の規定に基づき、有価証券報告書の提出が義務付けられている会社は、有価証券報告書において連結財務諸表の作成が必要になります。当該財務諸表は、金融商品取引法の規定により、公認会計士または監査法人の監査を受ける必要があります。このような会社を以下、「有報提出会社」と記載します。

(2) 連結計算書類作成会社

会社法上、資本金額 5 億円以上または負債総額 200 億円以上の会社は、「大会社」とされ、会計監査人の設置が義務付けられています。また、大会社以外の会社でも株主総会の決議により、会計監査人設置会社とすることができます。会計監査人設置会社は、株主総会決議により選任された会計監査人(公認会計士または監査法人)の監査を受ける必要があります。

大会社で、かつ有報提出会社は、会社法の規定に基づく連結計算書類を作成する義務があります。また、上記以外の会計監査人設置会社でも、会社の方針として連結計算書類を作成することとした会社は、連結計算書類を作成することができます。

2. 金融商品取引法と会社法の規制の相違点

金融商品取引法に基づく「連結財務諸表」と会社法に基づく「連結計算書類」とは、基本的には同じものですが、連結財務諸表は「連結財務諸表等規則」、連結計算書類は「会社計算規則」と、異なる規則による規制を受けるため、それぞれの記載内容は異なります。主な相違の内容は以下のとおりです。

① 連結キャッシュ・フロー計算書の有無

有報提出会社の作成する連結財務諸表は、財務諸表のひとつとして連結キャッシュ・フロー計算書の作成が義務付けられていますが、連結計算書類には連結キャッシュ・フロー計算書が含まれておりません。この点については、後述します。

② 表示様式等の違い

連結財務諸表等規則の規制を受ける有報提出会社の連結財務諸表は科目の区分表示の規定、注記事項の内容など比較的詳細な開示が求められます。なお、完成工事原価報告書や兼業事業売上原価報告書については、提出会社単体については、開示されますが、連結ベースでの開示はありません。

一方、会社計算規則の規制を受ける連結計算書類には、連結財務諸表に比べると科目の区分表示の規定などは無く、したがって、比較的シンプルな構成となっています。また、注記の内容は、会社法の施行に伴い、近年、主要な項目については比較的連結財務諸表との整合が図られていますが、セグメント情報、退職給付や有価証券の時価情報などの注記については記載項目とはなっていません。また、完成工事原価報告書や兼業事業売上原価報告書は、単体の計算書類についてもありません。

上記のような取扱いの違いは、会社法が主として当該会社の株主や債権者といった比較的限定された利害関係者の保護を目的としているのに対し、金融商品取引法は、現時点の株主だけでなく、当該企業の株式購入を検討している潜在的な投資家等も保護の対象としているからとされています。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)